

県意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 有賀園モール沼津
- (2) 届出日 令和6年10月18日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
 - ・荷さばき施設の位置及び面積
 - ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・開店時刻及び閉店時刻
 - ・駐車場を利用できる時間帯
 - ・荷さばきを行うことができる時間帯

2 審査の結果

県意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく県の考え方

(1) 交通に係る事項

荷さばき施設の整備等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

※ 県意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。